

岩手県監査委員告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った平成21年度の出納その他の事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月8日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象団体、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象団体	監査執行年月日	担当監査委員	
財団法人クリーンいわて事業団	平成22年8月24日	樋下 正信	工藤 洋子
財団法人岩手県消防協会	平成22年8月31日	千葉 康一郎	〃
岩手県土地開発公社	〃	〃	〃
財団法人岩手県観光協会	〃	〃	〃
社団法人岩手県農業公社	〃	〃	〃
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	〃	樋下 正信	伊藤 孝次郎
いわてNPOセンター・盛岡舞台共同体	〃	〃	〃
いわてNPOセンター・小岩井農牧共同体	〃	〃	〃

2 監査の結果 以上の団体については、おおむね良好と認められる。なお、次の団体について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 社団法人岩手県農業公社

ア 財務諸表において、キャッシュフロー計算書の「現金及び現金同等物の期末残高」と貸借対照表の「現金及び預金」が一致していないことから、適正な財務諸表の作成に努められたい。

イ 農地保有合理化事業で買入れし保有している農地について、土地貸付料を徴収しないで使用させているものが1件、283,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) いわてNPOセンター・盛岡舞台共同体

ア 岩手県公会堂指定管理業務に係る業務委託契約及び備品の賃貸借契約に当たり、契約の必要性、契約金額の積算根拠、具体的な契約内容等が不明確なものが2件、3,000,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 管理運営業務で賃借した備品の利用料金について、管理運営業務の収入として収納すべきものを自主事業の収入として収納していたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) いわてNPOセンター・小岩井農牧共同体 岩手県県民の森指定管理業務に係る業務委託契約及び備品の賃貸借契約に当たり、契約の必要性、契約金額の積算根拠、具体的な契約内容等が不明確なものが2件、3,000,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。